

再評価対象事業一覧表（県事業）

番号	事業名	路線又は箇所名等	再評価の理由	対応方針案	事業化年度	用地着手年度	工事着手年度	長期化又は未着工の理由	今後の対応	事業所管課
5	街路事業	市川都市計画道路 3・5・26号鬼高若宮線		継続	H11	H12	H22	用地買収の難航	早期供用を目指し、 事業推進を図る。	道路整備課
6	街路事業 (連続立体交差)	新京成線(鎌ヶ谷市)		継続	H10	H14	H14	用地買収の難航	早期供用を目指し、 事業推進を図る。	道路整備課

事業所管課

再評価の理由： 事業採択後、5年間を経過した時点で未着工の事業  
 事業採択後、10年間を経過した時点で継続中の事業  
 事業採択前の準備・計画段階で5年間が経過している事業  
 事業採択時における予定事業実施期間が5年以内の事業であって、事業採択後5年間を経過した時点で継続中の事業  
 事業採択時における予定事業実施期間が5年超で、かつ事業採択後5年間を経過した時点で継続中の事業であって  
 予備的な検討を行った結果、再評価が必要とされた事業  
 再評価実施後一定期間（5年・10年）が経過している事業（再再評価事業）